



2013
Vol.443

8

平成25年7月20日（土曜日）・21日（日曜日）に今年で16回目を迎えた白馬スノーハープクロスカントリー大会が開催されました。

20日には駅伝の部が、21日には個人種目がそれぞれ行われ、2011年の世界陸上韓国テグ大会の女子マラソン代表野尻あずさ選手らをゲストに迎えた約2,500人の選手たちが、1998年長野オリンピックの競技コースを走り抜きました。

今回の大会は2日間とも好天に恵まれ、参加した選手たちは絶好のコンディションの中で気持ちよく走ることができたのではないのでしょうか。また野尻選手の他にも毎年ゲストとしてお迎えしている間野敏男さん、酒井浩文さんをはじめ現役のクロスカントリースキー日本代表の恩田祐一選手、競歩チーム、関西からのお笑い芸人チーム、ファイヤーマンチームなどの方々に参加をいただき大いに大会を盛り上げていただきました。

広報はくば

- 公共下水道事業受益者負担金に関するご報告…… 2～4
- 温泉施設利用券の交付申請を随時受け付けています！…… 6
- 白馬高校通信…… 8

- 風しんが流行しています…… 11
- 地域包括支援センターだより…… 13

公共下水道事業受益者負担金に関するご報告

(第1回)

昨年度(平成24年度)明らかになりました下水道事業受益者負担金処理に関する諸問題では、村民の皆さまを始め受益者の皆さまの信用を大きく失墜させてしまいました。

現在、住民監査請求の監査結果に伴う勧告(平成25年2月18日付け白監第17号)、あるいは平成25年第1回白馬村議会定例会における公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会委員長報告を真摯に受け止め、事務処理の状況調査と業務の総点検を行っています。

調査結果につきましては、今後調査の進捗に合わせて白馬村公式ホームページで公表させていただきますとともに、「広報はくば」に掲載いたします。また、最終的には事務処理の検証結果を踏まえて改善策及び再発防止策を策定し公表します。

1 決算数値の錯誤における調査結果

平成24年第3回白馬村議会定例会における、平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議において、「決算書における数値の錯誤について、その原因を調査し、正確な数値を確定させること。」と決議されました。

この調査で平成19年度から5年間の決算数値について内容を確認した結果、各年度において調定の計上及び減額漏れがありました。本調査結果として昨年公表した決算数値を下記のとおり訂正します。なお、本来各年度の未収金額合計が翌年度の滞納繰越分調定額となりますが、更正額欄の金額を減じることにより、滞納繰越分調定額となります。

公共下水道受益者負担金決算数値 (H19 ~ H23)

年 度	区 分	調定額 (円)	収入額 (円)	未収金額 (円)	更正額 (円)
19 年度	現年度	39,835,000	17,381,840	22,453,160	
	滞納繰越分	133,815,056	2,984,400	130,830,656	▲ 122,900
	合 計	173,650,056	20,366,240	153,283,816	
20 年度	現年度	26,874,900	11,542,500	15,332,400	
	滞納繰越分	146,060,516	3,395,900	142,664,616	▲ 7,223,300
	合 計	172,935,416	14,938,400	157,997,016	
21 年度	現年度	14,921,900	8,270,600	6,651,300	
	滞納繰越分	157,997,016	2,520,800	155,476,216	
	合 計	172,918,916	10,791,400	162,127,516	
22 年度	現年度	13,856,700	11,960,300	1,896,400	
	滞納繰越分	162,127,516	3,990,600	158,136,916	
	合 計	175,984,216	15,950,900	160,033,316	
23 年度	現年度	6,618,500	6,510,500	108,000	
	滞納繰越分	159,827,416	5,651,230	154,176,186	▲ 205,900
	合 計	166,445,916	12,161,730	154,284,186	
	不納欠損		9,932,000		



この結果、5年間の調定誤差を平成24年度において修正させていただき、さらに平成24年度において次のとおり処理をし、平成24年度末の滞納繰越分調定額は29,074,360円となりました。

加入分担金賦課による調定減額	9,904,100円
誤賦課による調定減額	421,700円
不納欠損額	105,140,826円

※不納欠損額の内、消滅時効による不納欠損額は105,049,826円

2 消滅時効にともなう欠損額

公共下水道事業受益者負担金は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第7項で、5年の消滅時効が規定されています。これにより、税金と同様に時効成立後は権利を行使して滞納金を徴収することができなくなります。

この結果、平成24年度末において、時効を中断する措置を取っている場合を除き、既に平成19年度第3期分までの受益者負担金が消滅時効を迎えていることから、105,049,826円を不納欠損処分としました。

納付年度と消滅時効の額

納付年度	時効額 (円)	納付年度	時効額 (円)
平成6年度	429,700	平成13年度	10,177,700
平成7年度	851,800	平成14年度	8,520,100
平成8年度	1,270,900	平成15年度	10,343,400
平成9年度	2,782,000	平成16年度	11,622,800
平成10年度	4,826,600	平成17年度	14,157,000
平成11年度	8,820,326	平成18年度	15,071,100
平成12年度	10,355,800	平成19年度	5,820,600
		合計	105,049,826

3 消滅時効後に徴収した受益者負担金

公共下水道事業受益者負担金の消滅時効は、民法の規定と異なり援用を必要とせず、また、時効の完成前後を問わず時効の利益を放棄することができないことから、時効成立後に納付された受益者負担金は誤納金として扱い、還付加算金を加算してお返ししました。

なお、この還付処理につきましては、消滅時効が完成した受益者負担金を平成19年4月1日以降に納付された方を対象としており、平成19年3月31日以前に納付された皆さまには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条に定める時効の規定により、当該受益者負担金をお返しすることができません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

消滅時効後に徴収した受益者負担金の還付等処理

	対象者数 (人)	物件数 (期)	還付・充当金額 (円)	還付加算金額 (円)
還付	44	219	5,775,330	1,481,100
充当	2	12	166,800	—
合計	46	231	5,942,130	1,481,100



本村の公共下水道事業

- (1) 昭和 54 年度 事業基本計画策定
- (2) 昭和 59 年度 全村民に対し整備計画についてのアンケート実施
- (3) 昭和 61 年度 基礎調査実施
- (4) 昭和 63 年度 事業計画策定
- (5) 平成元年度 事業認可取得、事業着手

1 第 1 期計画

事業年度	整備区域	認可面積	事業費
平成元～5年度	大出、白馬町、八方口、深空	98ha	40億1,000万円

2 第 2 期計画

事業年度	整備区域	認可面積	事業費
平成6～10年度	瑞穂、八方、和田野、新田、森上、飯森、飯田	151ha	67億4,900万円

3 第 3 期計画

事業年度	整備区域	認可面積	事業費
平成11～17年度	五竜、沢渡、佐野、エコーランド、塩島、切久保	204ha	40億8,700万円

受益者負担金制度とは

下水道の整備により、台所やトイレなどの生活污水は衛生的に排除でき、悪臭や蚊・ハエ等の発生しにくい住みよい環境になります。

この結果、下水道のない地域に比べて快適性、利便性等が増し、土地の有効な利用が図られます。下水道は、地域の価値を高め、快適な生活を営むうえでの貴重な財産といえます。

しかし、下水道の建設には巨額の費用が必要となります。その上、恩恵を受ける人達は、下水道が整備された地域の人達に限られます。もし、建設費を全村民の税金などで賄おうとすると、下水道が整備されていない地域の人達に不公平な負担をかけることとなります。

そこで、負担の公平の原則を守り、下水道の整備によって恩恵を受ける人達から建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」です。

『下水道で便利な暮らし 白馬村公共下水道の手引き VOL.2』(平成4年発行)から抜粋

このページに関するご意見・ご感想やお問い合わせは、
上下水道課(担当:田中克俊) TEL:85-0714(上下水道課直通)までお寄せください。



外国人住民の方・外国人住民を雇用されている方・同居をされている方々等へ

For foreign residents, those who employ foreign residents, those who live with foreign residents, and so on:

住民課では、外国人住民の方々の窓口でのお手続き等を、今後シリーズでお知らせしていきます。

今月は住民課からのお願いです

今年の7月に外国人住民の方々に、住民票コード通知票を発送させていただきました。住民票コード通知票が届いているが、該当の外国人住民が出国や住所異動などで白馬村にいない場合、お手数でもその旨を住民課までご連絡いただくか、送付した住民票コード通知票を住民課までお持ちいただきますようお願いいたします。

住所の異動・海外に出国する際には、住民異動のお手続きが必要です。在留カードをご持参の上、必ず住民課の窓口でお手続きをお願いします。

住民登録等でご不明な点などがありましたら、住民課(85-0715)までお問い合わせください。

※住民票コード・・・
本年7月8日に外国人の方にも住民票コードが付番されました。

We, resident division of Hakuba village office, are going to write regularly about procedures of foreign residents.

*** This month's article: Request from resident division ***
We sent notifications of resident record code to foreign residents on July of this year. If you received these notifications and know that addressee moved abroad or moved to a different municipality, please inform us to that effect or bring notifications to resident division. When foreign residents change address or move abroad, they need procedures of moving. Please come to resident division with your residence card and go through procedures.

If you have any questions of these procedures, please contact us. (Phone: 85-0715)

Resident Record Code: It was entered in foreign Resident Record on July 8 of this year.

8月から『特別警報』の発表を開始します。

気象庁はこれまで、大雨や大雪などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より激しい大雨や大きな地震等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。特別警報の対象とする現象は東日本大震災等や、長野県では岡谷市などで発生した土砂災害「平成18年7月豪雨」が該当します。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

気象庁長野地方気象台防災業務課
〒380-0801 長野市箱清水 1-8-18
(電話) 026-232-3773 (FAX) 026-234-5648



「秋の全国交通安全運動」

9月21日(土)から9月30日(月)にかけて「秋の全国交通安全運動」が実施されます。期間中、「信濃路はゆとりの笑顔と ゆずりあい」をスローガンに、交通事故防止の徹底を図ります。

白馬村では、昨年末、そして4月と短期間に2件の交通死亡事故が発生しています。交通事故は被害者自身だけでなく、家族や加害者にもたいへんな苦痛と損害をもたらします。

交通安全はあなたが主役です。交通ルールを守って、悲惨な交通事故を防止しましょう。

運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の重点

- ・ 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底
- ・ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶



白馬村・白馬村交通安全協会



温泉施設利用券の 交付申請を随時受け付けています！

健康福祉課では、温泉施設利用助成券の交付申請を、以下のとおり随時受け付けています。助成券の交付を希望される方は、申請書にご記入の上、ご提出ください。利用券は後日郵送します。なお、申請書の用紙は、健康福祉課窓口又は登録した温泉施設にあります。

1 助成の目的

入浴による外出機会を増やすことで、介護予防につなげ、在宅福祉の充実を図ります。

2 助成の方法

温泉入浴料の助成を希望する方に、申請書の提出により、入浴 1 回につき 400 円の利用券を交付します。

利用券の交付枚数は、一年度 12 回分を交付し、年度途中の場合は申請した月も含め、残りの月数に 1 枚の割合で交付します。

3 利用券交付対象者

白馬村に住民票のある、次のいずれかに該当する方が、利用券の交付を申請できます。

- (1) 65 歳以上の方
- (2) 身体や精神等に障がいのある方（手帳保持者）
- (3) 母子家庭、父子家庭等の小学生以下の方

※助成対象者が属する世帯に村税・上下水道料金等を滞納している方がいる場合には利用券は交付できません。

4 利用券の利用方法

利用券 1 枚と、入浴料金から 400 円を差し引いた金額を、登録を受けた温泉の窓口で支払います。ただし、回数券の購入や併用、入浴割引と重複した使用はできません。

5 利用できる温泉

公衆浴場の許可を受けてあり、村に登録した温泉で利用券が使えます。

8 月 1 日現在、以下の 11 か所の温泉が登録しています。

- ◆ 白馬八方温泉 みみずくの湯・おびなたの湯・第一郷の湯・第二郷の湯
- ◆ 白馬ハイランドホテル 天神の湯
- ◆ ホテル五龍館
- ◆ あぜくら山荘
- ◆ 白馬かたくり温泉 十郎の湯
- ◆ 塩の道温泉 岩岳の湯（冬季、7～8月営業）
- ◆ 白馬姫川温泉 竜神の湯
- ◆ 白馬みずばしょう温泉 古民家の湯



6 お問い合わせ

白馬村役場健康福祉課福祉係 電話：85-0713

8 月 / 9 月の税・料金等の納期限

8 月・9 月納期の税金・保険料は下記のとおりです。納期限に遅れないように納めましょう。口座振替にされている方は 8 月 26 日、9 月 25 日にそれぞれ振替となります。前日までに残高の確認をお願いします。

8 月	
8 26	村県民税 第 2 期
	国民健康保険税 第 3 期
	後期高齢者医療保険料 第 1 期

9 月	
9 25	国民健康保険税 第 4 期
	後期高齢者医療保険料 第 2 期



河川水難事故防止

川で安全に楽しく遊ぶために

河川の急な増水に気をつけて！

川は時として怖い場所になることもあります。

近年、自然への関心の高まりもあり、身近で自然豊かな河川を利用してレジャーを楽しむ人々が増えています。

川は気軽に自然を体験したり、学ぶことができる水と緑豊かな親しみやすい公共空間です。しかしその反面、急な増水などの大変怖い空間に突如変わることもあります。

本来、河川では公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおいて、自由に使用できることが原則であり、釣りや水遊びなど自らの意思に基づき行動する限り、その際の安全確保は自己責任において行うことが必要となります。

遊んでいる場所では晴れていたり、雨が少ない場合であっても、上流で大雨が降ると急に増水することがあります。川をよく知り、天気や川の水位などに十分注意し、安全な河川利用を心がけてください。

また、上流にダムがある河川では、大雨でダムに貯まる水が増えた時やこれから増えていくことが予想される場合は、ダムから水を放流します。放流すると川の水が急激に増え、非常に危険な川に様変わりします。このため、放流するときには、前もってサイレンを鳴らしたり、拡声機などで放送したりしてお知らせしますので、すぐに川から離れるようにしてください。



工事等による交通規制の状況をお知らせします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

※この他にも小規模・短期間のものが発生することがあります



交通規制一覧表

路線	区域	規制内容	規制終了予定日	規制時間	迂回路
村道 岩岳トンネル	岩岳	片側交互通行	平成25年8月31日	8:30 ~ 17:00	無し
村道 大川線	五竜南	片側交互通行	平成25年8月31日	8:30 ~ 17:00	無し
村道 オリニック道路~白馬山麓線	名鉄~新田	片側交互通行	平成25年8月31日	8:30 ~ 17:00	無し
村道 消防署前線	森上~新田	片側交互通行	平成25年8月31日	8:30 ~ 17:00	無し
県道 白馬美麻線	神城 土合橋付近	片側交互通行	平成25年10月30日	8:30 ~ 17:00	無し
県道 千国北城線	北城 落倉~柵池	片側交互通行	平成25年12月16日	8:30 ~ 17:00 (終日の時もあり)	無し
村道 1114号線	飯田	片側交互通行	平成25年11月29日	8:30 ~ 17:00	無し
県道 白馬美麻線	飯田 大川付近	片側交互通行	平成25年11月29日	8:30 ~ 17:00	無し
国道 148号	佐野~立の間	片側交互通行	平成26年1月28日	8:30 ~ 17:00	無し
国道 406号	堀田	片側交互通行	平成26年1月28日	8:30 ~ 17:00	無し



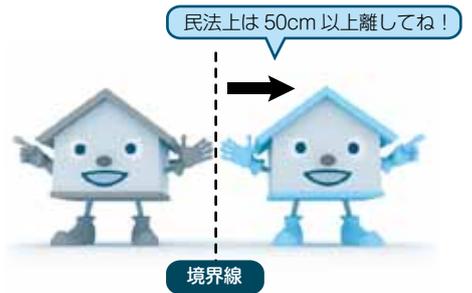
白馬村の景観形成

第1回 ～隣地後退とは～

白馬村は美しい自然や景観に恵まれ、これを活かした観光産業で成り立っており、訪れる方への最大のもてなしの一つはこの美しい自然環境や景観を提供することと考えています。このような考え方にに基づき、平成11年12月にこれまでの開発（規制）行政の基としてきた白馬村開発基本条例を見直し、これを包含する形で、開発を含めた21世紀の環境行政の礎とする、「白馬村環境基本条例」を制定し、現在まで運用してまいりました。

しかしここ数年は廃屋問題や国外資本による不動産投資が目立ち始めました。そこで今月号から1つずつキーワードを設けて「白馬村の景観形成」の考え方を皆さんにご紹介していきながら私たちの景観資産を再考するお手伝いをさせていただきたいと思っております。

さて、今回の話題（キーワード）は「**隣地後退**」です。民法では、建物を建てる場合、建物は境界から、50cm以上離さなければならないと書かれています。さらに、その規定に背いて建てている場合、隣地の人は建築を廃止し、あるいは変更させることが出来ると書いています。



【参考】

（境界線付近の建築の制限）

第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。

例えば白馬町の場合は隣地境界から2m以上離すことになっておりますので家と家との間は4m以上離していただくことになります。



しかし、白馬村では平成5年3月より長野県景観条例の定める景観育成重点地域（国道147・148号沿道景観形成重点地域）に全域が指定され、北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成し、圧迫感のないよう建築物の配置に留意しようということから隣地後退について2m～5m（村内の地域により2m以上の隣地後退を要する地域や3mや5m以上の隣地後退を要する地域と分かれるという意味です）を確保するよう指導しております。これから白馬村で建物を建てる予定の方は民法や建築基準法の他に上記のような「白馬村の景観形成に関する規制」がありますので注意してくださいね。

詳しい内容は白馬村役場総務課（電話：72-5000）にお問い合わせいただくか、

白馬村 景観形成

検索

白馬高校通信

平成25年8月
白馬高等学校

しろま祭、多くの思い出を残して終わる

「第62回しろま祭」が、7月5日～7日の3日間の日程で開催されました。一般公開日には2日間で415名の皆さんに足を運んでいただきました。本校は生徒数が少なく、一人で何役も分担して企画の準備・運営に取り組まなければなりません。そのような状況の中でも、一人ひとりが自分の責任を果たし、それぞれの企画をやり遂げ、思い出多い文化祭にすることができました。これも、地域の皆さまのご理解やご協力があったからこそです。この場をお借りして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。



八方太鼓の勇壮な演奏は、今年もステージの主役。



2学年展の「白馬村クイズ」、多くの人が足をとめて挑戦。



お客様を、細やかな心遣いでおもてなし、茶道部の「お茶会」。

観光授業で現地学習

2年アルプスコースの観光Iでは、6月4日・25日の午後を使って、塩の道沿いに、現地学習をおこないました。地元の民俗や歴史の研究者である田中欣一さんの案内で、落倉の風切地蔵、おかるの穴、切久保の諏訪神社等の由来・伝承について解説をしていただきました。実施にあたって、白馬村観光局には、交通手段の提供と職員の付き添いをしていただきました。全面的に支援していただき、感謝申し上げます。



地震体験車による防災講習会のご案内

北部消防署では、地震体験車による防災講習会を行います。

一昨年3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な被害をもたらすとともに、今なお各方面に深刻な影響を及ぼしております。当地域も大きな地震の起きる可能性の高い、糸魚川-静岡構造線の上に位置しており、震災への備えが必要とされております。地震体験車は、模擬ハウスを人工的に揺らすことによって、関東大震災など過去の大地震が再現可能です。地域の地震や防災に関心の高まっている今だからこそ、地震への備えの一環として地震体験車による巡回指導を経験してみたいはいかがでしょうか。

原則として、ご指定の場所へ出向いてご指導いたします。希望される自治会や自主防災会・地区・団体・事業所様等は北部消防署までご相談、お申し込み下さい。また北アルプス広域消防本部のホームページ(<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/syoubou.html>)から申請書のダウンロードが可能ですのでご利用下さい。

- | | |
|----------|--|
| ■ 巡回指導期間 | 平成25年9月21日（土）から平成25年10月1日（火）まで |
| ■ 申し込み期間 | 平成25年8月26日（月）から平成25年9月6日（金）まで |
| ■ 申 込 先 | 北アルプス広域北部消防署 |
| ■ お問い合わせ | 北アルプス広域北部消防署 TEL 0261-72-0119 FAX 0261-72-5576 |

クマ出没注意について

今年は5月上旬からクマの目撃情報が多数あり、これから夏のシーズンも例年よりもクマの出没が多くなると考えられます。村民の皆様にはクマによる人身事故等に遭わないように、特に次の点に注意していただきますようお願いいたします。

- ①夏はクマにとって山の餌が不足する季節で、畑など人家付近に近づくことが多くなり、夕方から朝方にかけての薄暗い時間帯での活動が活発になります。
このことから、特に朝夕の薄暗い時間帯のほか、日中においても農作業や森林内に入る場合、また、見通しの悪い藪の多い道を歩くなどの場合は、鈴やラジオなど音の出るものを携帯するなど、不意の遭遇に十分に気をつけるようお願いします。
- ②生ごみや果実のなる木等の適切な処理のほか、漬物、蜂蜜、飼料、チェーンオイル、塗料などクマを誘引する物の管理について、十分に留意するようお願いします。
- ③人里周辺等に設置してあるサルやイノシシの捕獲檻については、クマが錯誤捕獲される場合があることから、檻には近づかないようお願いします。
- ④もし、クマを目撃したりクマによる農作物等の被害を発見した場合は、直ちに役場農政課(☎72-5000)までご連絡下さい。



ご協力有り難うございました

本年度も交通災害共済推進期間にご協力くださり、有り難うございました。

本年度は公費負担者(中学生以下)を含み、5,062人の方の加入を受け付けることができました。

加入推進期間は終了しましたが、この共済は年間を通して加入受付をしていますので、加入を希望される方は 役場 総務課窓口 までお越しください。

※ただし、加入した月の翌月から共済適用となります。





まだ健診を受けていない方へ



9月の健診日は↓

日時

9月2日(月)～6日(金)

受付時間はいずれも、7時～10時

場所

ふれあいセンター 1階(役場東側)

※各種がん検診の追加申込み、受診に関するお問い合わせ等は、健康福祉課(85-0713)まで

6月に特定健診を受診された方へ 健診結果はお受け取りになりましたか？

おひとりお一人の結果に合わせて、保健師・管理栄養士から個別に結果をお返ししています。6月に健診を受けた方で結果相談会へお越しただけず、まだ結果をお受け取りになっていない方は、役場 健康福祉課85-0713までご連絡ください(※時間外・訪問等ご都合に合わせて対応いたします)。

※7月に受診された方の結果返却は8月下旬以降となります

松川公園環境整備に白馬建設業組合が 草刈りボランティア

白馬村内建設企業でつくる、白馬建設業組合(塩島正会長)は7月11日環境整備ボランティアを松川河川敷き内で行った。松川河川敷きは松川公園として、村民の散歩や観光客の憩いの場として親しまれており、昨年は姫川直轄化50周年記念事業として桜の植樹を行うなど村全体で環境整備に取り組んでいる。



▲草刈りなどで汗を流す白馬建設業組合員

裁判所の調停委員による無料調停相談会(予約不要)のご案内

夫婦関係・扶養・相続などの「家庭内の親族間のもめごと」、土地建物・借入債務・交通事故などの「民事上のもめごと」について裁判所の調停委員が秘密厳守、無料で調停解決する手続きの相談について応じます。先着順ですので資料を持参していただき直接会場にお越しください。

日時

平成25年9月6日(金曜日)
午前10時～午後4時まで

会場

大町市総合福祉センター(大町市大町東町1129)

主催

大町調停協会

お問い合わせ

大町簡易裁判所内大町調停協会
(Tel/0261-62-5574)



こころの健康を考える つどいのお知らせ

大町保健福祉事務所と大町の5市町村では、毎年、「こころの健康を考えるつどい」を開催しています。このつどいは、精神障害当事者との交流を持ち、体験談などを聴くことを通じて、こころの健康の大切さを理解し、その人らしく暮らせる地域づくりをめざします。

今年は第9回を迎え、「つなげよう 心と心のかけはしを」をテーマに行います。

どなたでも参加できますので、ぜひお出かけください。

1. 日時 9月25日(水)
午前10時30分～午後3時
2. 会場 白馬村多目的研修集会施設
白馬村保健福祉ふれあいセンター
3. 内容 午前：分科交流会
(歌と音楽、軽運動、陶芸、手工芸など)
午後：音楽鑑賞(山の音楽家)、
施設発表、体験発表
4. 申込 大町保健福祉事務所
電話23-6526 8月30日(金)まで

くらしと健康の相談会のお知らせ(無料) ～弁護士による法律相談と保健師による健康相談～

多重責務・失業・倒産・家庭問題等について弁護士が無料で相談に応じ、あわせて保健師による健康相談を行います。ひとりで悩まず専門家に相談しましょう。

1. 日時 9月6日・13日・20日・27日
いずれも金曜日 午前10時～午後3時
2. 場所 大町保健福祉事務所 診察室
(大町合同庁舎1階)
3. 定員 4人(相談時間は1人1時間程度)
4. 申込 予約制 大町保健福祉事務所
電話23-6526 相談日の2日前まで
(定員になり次第しめ切り)



風しんの流行が続いています ～首都圏と関西地方の報告数が特に多くなっています。～

昨年に引き続き、首都圏や近畿地方での発症が特に多く報告されています。患者の7割以上は男性で、うち20代～40代が8割を占めています。

平成23年度の国の調査では、20～40代の男性の15%(20代8%、30代19%、40代17%)が風しんへの抗体を持っていませんでした。一方、20～40代の女性の4%が風しんへの抗体を持っておらず、11%では感染予防には不十分である低い抗体価でした。

抗体を持たない又は低い抗体価の妊娠中の女性が風しんにかかるると、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害(先天性風しん症候群)が起こる可

能性があります。

昨年からの流行の影響で、平成24年10月から平成25年7月10日までに、13人の先天性風しん症候群の患者が報告されました。

妊娠中の女性は予防接種が受けられないため、特に流行地域においては、抗体を持たない又は低い抗体価の妊婦の方は、可能な限り人混みを避け、不要不急の外出を控えるようにしてください。また、妊婦の周り(妊婦の夫、子ども、その他の同居家族等)は、風しんを発症しないように予防に努めて下さい。

<風しんの定期接種対象者は、予防接種を受けましょう。>

1歳児及び、小学校入学前1年間の幼児(村で無料で受けられます)

また、妊婦を守る観点から、特に、

- (1) 妊婦*の夫、子ども及びその他の同居家族などの、妊婦の周囲の方
- (2) 10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方)
- (3) 産褥早期の女性のうち、抗体価が十分であると確認できた方以外の方は任意での予防接種を受けることをご検討ください。

*先天性風疹症候群のリスクは妊娠初期で高く、抗体が不十分な方に生じるため、優先接種者の中でも妊娠を希望する女性で抗体価が不十分な方や、妊娠初期の方の周囲の方が、より優先度が高いと考えられます。

<任意の接種ワクチン・優先接種者について>

風しんの抗体価が低い人は、麻しんの抗体価も比較的低い傾向が見られることから、風しんの予防接種を受けられる場合は、麻しん対策の観点も考慮し、麻しん風しん混合ワクチン(以下、MRワクチン)を接種されることをお勧めしています。

風しんの単独ワクチンの需要量は例年少ないため、今年度の供給量は限られています。

また、MRワクチンの供給量は年度当初は十分である見通しでしたが、5月以降の任意の予防接種者数の急激な増加により、今夏以降にMRワクチンが一時的に不足する恐れがでています。

そのため、安定供給の目処がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、左記のうち(1)、(2)の方が優先して接種を実施できるよう、可能な限りご理解とご協力をお願いします。



「白馬村有線テレビ」放送番組審議会 公募委員募集

村では、ケーブルテレビ自主放送番組の充実を図るため、「有線テレビ放送番組審議会」を開催しています。これは、放送法の規定により設置が義務付けられている機関で、一般村民の方からも公募により委員に加わっていただいております。

今回、任期満了に伴い、新たに公募委員を募集することとなりましたので、村民の皆さんからの積極的な応募をお待ちしております。

募集の概要

- ① 募集人数 2名
- ② 任期 委嘱の日から2年間
(概ね平成27年9月末日まで)
- ③ 開催回数 年1～2回程度
- ④ 報酬費等 会議に出席いただいた場合には、
村が定める報酬額をお支払いします。
- ⑤ その他 会議は平日で、概ね2時間程度です。

応募要領

1 応募資格

次の(1)から(5)の、いずれの要件にも該当する方

- (1)白馬村に住所登録している20歳以上(平成25年7月1日現在)の方
- (2)他の審議会等の公募による委員に選任されていない方
- (3)行政区に加入しているなど、地域活動に積極的に参加している方
- (4)村税や公共料金等に未納のない方
- (5)ケーブルテレビ白馬に加入されている方で、自主放送番組について意見を持ち、積極的に発言できる方

2 応募方法

申込手続

次の書類を白馬村役場総務課に持参、郵送、FAX又はe-mailにより提出してください。

応募申込書(必要事項を記入してください。)

- ・自主放送番組について、あなたのご意見やご提案等を必ず応募申込書に記述してください。

受付期間

平成25年8月1日(木)～9月10日(火)

《郵送する場合》

9月10日(火)までの消印のあるものに限り受付します。

《持参する場合》

期間中の受付は、午前8時30分～午後5時15分までです。
なお、土、日曜日及び祝日は閉庁のため、受付できません。

《FAX、e-mailで提出する場合》

9月10日(火)午後5時15分までに送信ください。

なお、FAX、e-mailにて送信される場合は、お電話にてその旨一報いただきますようお願いいたします。(受信確認のため)

電話：0261-72-7002(総務課直通)

送信先：somu@vill.hakuba.lg.jp

3 応募申込書の入手方法

- (1)白馬村役場総務課で入手できます。
- (2)白馬村行政公式ホームページ内の「ケーブルテレビ白馬」で、応募申込書様式等をダウンロードできます。
行政公式ホームページ：<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>

4 選考方法

提出された「応募申込書」により選考を行います。なお、応募者多数の場合には、白馬村審議会等の委員公募要綱第7条の規定に基づき、選考委員会により決定します。

5 選考結果の通知

平成25年9月下旬に、郵送により本人あて通知いたします。



白馬村地域支援センターだより 介護予防事業のお知らせ

白馬村を拠点に、人と人のつながりを大切に活動を行い、介護予防等に意欲的に取り組んでいるNPO法人健学塾(代表 仲 学さん)の大人気の2講座を、白馬村介護予防事業として実施します。
よりえプラザ同様、大勢の方に参加していただきたいと思います。

対象者は65歳以上の方で、介護予防に関心のある方です。いつまでもこの地域で暮らせるよう、自分のために出掛けてみませんか! ※介護保険のサービスをご利用中の方は対象になりません。

利用を希望される方は **白馬村地域包括支援センター ☎72-6667** までご連絡下さい。

よりえプラザわくわく健茶会 NPO法人健学塾に委託

日時	毎週木曜日 10時～14時30分 ※祝祭日はお休みです。
場所	ふれあいセンター
参加費	1000円/回(昼食代 当日徴収します)
内容	健康チェック、レクリエーション、歌、工作、散歩、体操など、参加者の希望に応じて実施していきます
備考	送迎をいたします



新 よりえ歌ごえ 歌ごえ健茶会 NPO法人健学塾に委託

日時	毎週水曜日 10時～11時 ※祝祭日はお休みです。
場所	あいんち (アップルランド向かい)
参加費	1人1回600円
内容	健康づくりの1つとし、お茶を飲みながら皆と一緒に歌を合唱したり、憩いの場づくりを目的としています
備考	送迎をいたします



新 よりえ体操 あいんち健茶会 NPO法人健学塾に委託

日時	毎週月曜日 10時～11時 ※祝祭日はお休みです。
場所	あいんち (アップルランド向かい)
参加費	1人1回500円
内容	ストレッチ・いすのリズムエクササイズ・レクリエーション
持ち物	タオル・室内シューズ・飲み物など
備考	送迎をいたします



地域包括支援センターは、高齢者の皆様の介護、権利擁護などのご相談に応じています。
秘密は厳守いたします。

白馬村地域包括支援センター(役場1階健康福祉課奥) 電話 (直通)72-6667

白馬村介護川柳大会 開催のお知らせ

『介護』について多くの方に身近な事として関心を持ってもらい、安心して暮らせる地域を目指して『介護川柳』を募集します。

1. 応募内容 日頃の介護や生活の、様々な体験や思いを表現した川柳
2. 応募資格 白馬村内在住または村内事業所に勤務している方
3. 応募規定 一人何点でも応募できますが、自作、未発表に限ります
4. 応募方法 住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、郵便、FAX 電子メールまたは、白馬村役場および『村内介護施設』に設置する応募箱に応募してください。

5. 応募期間 平成25年8月1日(木)～9月30日(月)
6. 表彰 優秀賞1点 入賞5点
入賞者には、表彰状、楯および賞金を授与し、11月24日の白馬村社会福祉大会において表彰します。
7. 選考・発表 選考委員会にて10月中旬に行い、入賞者へは個人に通知後白馬村行政公式ホームページ、広報はくばで発表します。
また、白馬村文化祭において展示発表をします。

問い合わせ・応募先

白馬村地域包括支援センター
住所 〒399-9601
白馬村北城 7025 番地 白馬村役場内

電話 0261-72-6667 FAX 0261-72-7001
電子メール houkatsu@vill.hakuba.lg.jp



図書館だより

平成25年8月
白馬村図書館
No.141 TEL (72)-5200

図書館の おやすみ	・月曜日 祝日 ・毎月 最終金曜日（館内整理休館日） →祝日と重なる場合、休館日が変更となります。 ・その他 やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。
図書館の 開館時間	午前9時～午後6時

■白馬村図書館利用案内

〈インターネット用パソコン〉

インターネット用パソコンを1台設置しています。個人の調査・研究・学習のための情報の検索・閲覧にご利用いただけます。（文書作成、ゲーム、電子メール、ショッピング、チャット、CD・DVDへの書き込みや視聴、印刷、などはできません。また、オンラインデータベースは導入しておりません。）

フィルタリングソフトが導入されており、ご覧になれないページがあります。また、持ち込みの機器等の接続もできません。ご了承ください。

◆利用時間は、1回30分です。

◆次の利用希望者がいない場合は、30分の延長ができます。

〈視聴覚資料の館内視聴〉

図書館の中で、DVDを見ることができます。館内貸し出しは1回1作品です。小型の再生機・ヘッドホン（2コまで）とセットで貸し出します。持ち込みのソフトの視聴・機器のみの貸し出しには応じられませんので、ご了承ください。

いずれのご利用の場合も、図書館の利用者カード、または現住所の確認ができる身分証明書を添えて、お申し込みください。詳細は図書館までお問合せください。電話番号0261-72-5200

〈視聴覚資料の館外貸出〉

DVDソフトは、一人3点まで3週間貸出できます。（図書とあわせて一人10点まで）お借りになりたい作品と、図書館の利用者カードをカウンターまでお持ちください。

■新着案内

この他の新着資料については、ご家庭のパソコンで検索と在庫状況の確認ができます

[【白馬村行政ホームページ → 白馬村図書館 → 蔵書検索】](#)

【一般】

書名	著者名	分類
ネット選挙—解禁がもたらす日本社会の変容—	西田 亮介	314ニ
手取りが減った人のお金のルール	氏家 祥美〔監修〕	591テ
狂言兄弟—千作・千之丞の八十七年—	茂山 千作・茂山 千之丞	773シ
ミライノコドモ	谷川 俊太郎	911タ
あなたにだけわかること	井上 荒野	Fイ
月下上海	山口 恵以子	Fヤ
ベスト・エッセイ2013	日本文藝家協会〔編〕	914ベ
信州山歩き地図（北信編・東信編）	中嶋 豊	N291ナ

【児童書・絵本】

書名	著者名	分類
実験おもしろ大百科	今泉 忠明ほか〔監修〕	407ジ
アンパンマン大図鑑	やなせ たかし〔原作〕	778ア
ハウルの動く城3 チャーメインと魔法の家	ダイアナ・ウィン・ジョーンズ	933ジ
ぱんだぱんだ	しばはら・ち	Eシ
はいチーズ	長谷川 義史	Eハ



きょうもひつじぱん
あきやま ただし〔作・絵〕
分類 Eア

ひつじのパン屋さん、きょうはどんなパンをやくのかな？



ぎふちょう
館野 鴻〔作・絵〕
分類 Eタ

いろいろないきものたちに囲まれてぶなの林でねむるぎふちょうのサナギ。やがて羽化するまでのドキュメント。

平成25年度 みんなの食品安全・安心会議参加者募集について

食品の安全・安心に関心のある消費者、食品関連事業者及び県の関係者が、食品の安全性の確保に関する情報と意見交換等を行う『みんなの食品安全・安心会議』を、右記の通り開催します。

参加をご希望の方は応募用紙にご記入いただき、大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課までご提出ください（応募用紙は大町保健福祉事務所ホームページ、白馬村役場健康福祉課窓口で入手できます）。

日時：9月17日（火） 9：30～12：00

内容および会場：◆情報・意見交換 大町合同庁舎3階301・302会議室

◆食品製造現場見学 大北管内の食品営業許可施設

募集締め切り：9月3日（火）



8月～9月保健ガイド



■健診等 場所:ふれあいセンター等

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
8月27日(火)	乳児健診	9:15～9:30	H24年9月～10月生およびH25年4月生
8月28日(水)	2ヵ月育児相談	9:30～9:45	H25年6月生
8月30日(金)	7ヵ月もぐもぐの日	9:45～10:00	H25年1月生
9月12日(木)	1歳半健診	13:00～13:15	H23年12月～H24年2月生
9月24日(火)	2ヵ月育児相談	9:30～9:45	H25年7月生
9月27日(金)	3歳健診	13:00～13:15	H22年7月～8月12日生

■予防接種

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
8月23日(金)	各種予防接種	13:00～13:30	個別にスケジュールをご案内します
9月10日(火)			
9月20日(金)			

◆人権・心配ごと相談

開設日	時間	場 所	相談員	お問い合わせ先
9月10日(火)	13:00～16:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	人権擁護委員	白馬村社会福祉協議会 72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

◆心配ごと相談

開設日	時間	場 所	相談員	お問い合わせ先
10月16日(水)	13:00～15:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村社会福祉協議会 72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

◆心の相談会

開設日	時間	場 所	相談員	お問い合わせ先
8月27日(火)	10:00～12:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	カウンセラー	白馬村役場健康福祉課85-0713(直通)
9月24日(火)	13:00～15:00			

◆行政相談

開設日	時間	場 所	相談員	お問い合わせ先
10月22日(火)	13:00～16:00	役場2階 庁議室	行政相談員	白馬村役場総務 72-7002(直通)

■子育て支援ルーム

なかよし広場 時間:9:30～12:00

1歳児の広場	毎週火曜日
0歳児の広場	毎週水曜日
2・3歳児の広場	毎週木曜日

自由利用

毎週月曜日	9:30～12:00
	13:30～16:00
毎週火・水・木曜日	13:30～16:00

行事日程

月 日	行事名	対象	開始時間
8月22日(木)	食育活動「おいしいものたべよの日」	2・3歳児	11:20～
8月26日(月)	月曜育児相談		10:30～
8月27日(火)	食育活動「おいしいものたべよの日」	1歳児	11:20～
9月2日(月)	白馬の昔を聞こう		10:45～
9月5日(木)	2・3歳児リトミック	2・3歳児	11:00～
	避難訓練		
9月9日(月)	月曜育児相談		10:30～
	おはなし会		11:00～
9月10日(火)	親子体操 ※持ち物等詳しくはお問い合わせください	1歳児	10:00～
9月12日(木)	食育活動「おいしいものたべよの日」	2・3歳児	11:20～
9月17日(火)	1歳児リトミック	1歳児	11:00～
9月18日(水)	マタニティ教室①	妊婦・夫	10:00～12:00
9月19日(木)	ミニ運動会	2・3歳児	10:00～
9月24日(火)	食育活動「おいしいものたべよの日」	1歳児	11:20～
9月26日(木)	おじいちゃんおばあちゃんと遊ぼう	2・3歳児	10:00～
9月30日(月)	月曜育児相談		10:30～
	ホーポーズ人形劇①		10:30～

■休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	白馬村・小谷村当番医	大町市内		大北一円		歯 科	
			内科・小児科	外科				
8月24日	土	神城醫院						
8月25日	日	しんたにクリニック	松林医院	市立大町総合病院	武田歯科医院		白馬村	
8月31日	土	栗田医院						
9月1日	日	小谷村診療所	加藤診療所	安曇総合病院	竹内歯科医院		池田町	
9月7日	土	公済堂(北沢)医院						
9月8日	日	横沢医院	菊地クリニック	狩谷整形外科医院	西澤歯科医院		大町市	
9月15日	日	公済堂(北沢)医院	小野医院	栗林医院	佐藤歯科医院		大町市	
9月16日	月	栗田医院	平林医院	西森整形外科	おだ歯科		白馬村	
9月22日	日	神城醫院	横澤内科医院	石曾根医院	グリーン歯科クリニック		大町市	
9月23日	月	安曇病院白馬診療所	大町協立診療所	市立大町総合病院	あづみ野歯科		松川村	
9月29日	日	横沢医院	野村クリニック	安曇総合病院	オクハラデンタルクリニック		大町市	



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



シーズン前に海の安全祈願

河津浜・今井浜海水浴場安全祈願祭が7月3日、河津浜海水浴場と今井浜海水浴場でそれぞれ行われました。相馬町長ら関係者が出席し、海水浴シーズンを前に安全を祈願しました。両海岸の海水は、ともに今年実施された水質検査で最高水準の「AA」の評価を獲得しました。海開き期間は、河津浜海水浴場が8月25日、今井浜海水浴場が8月31日までとなっています。

和歌山県 太地町



白馬北小学校の皆さんようこそ太地町へ

7月24日(水)から3日間、白馬北小学校の5年生の皆さんが太地町に滞在されました。25日は太地町公民館で交流会が行われ、太地小学校児童は、いさな太鼓を披露し白馬北小学校の児童は、とてもきれいな歌声で「島人ぬ宝」の歌を合唱し、両校とも素晴らしいパフォーマンスを見せてくれました。交流会終了後は、観光船に乗って紀の松島めぐりをし、太地町立くじらの博物館でイルカショーなどを見学し、午後からは、晴天のもと、磯で泳いだり貝を獲ったりして楽しんでいました。最後には、獲った貝でバーベキューをし、みんなおいしそうに食べていました。

有料広告欄

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています

*お問い合わせ 白馬村役場総務課

村政情報はホームページでも
ご覧いただくことができます。

http://www.vill.hakuba.lg.jp/

(この広告は白馬村広報等有料広告掲載要綱に基づき掲載しています)

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分
・加入/故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116
※地デジに関するお問い合わせは…
デジサポナビダイヤル 0570-07-0101
までお問い合わせください。

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に72-6667にお電話ください
白馬村の認知症サポーター数545人
(平成25年5月現在)



編集後記

8月も残すところあと僅かです。節電モードの日本ですが、まだまだ暑い日は続きそうです。夏の暑さから涼をとる方法として、今では冷房が当たり前になっています。しかし、日本には昔から「簾」や「風鈴」、「打ち水」等の節電に適した涼の取り方が多くあります。これらは実用性も然ることながら、日本人にとってとても趣が感じられる方法ではないでしょうか。白馬の夏は短いですが、日本の風情を楽しみつつ体調に気をつけてお過ごしください。

(広報編集委員Y)

人口：9,081人 男：4,510人 女：4,571人 3,785世帯
(平成25年8月1日現在)

※上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)